

山梨県公報

第二千二百十号

平成二十四年

三月八日

木曜日

目次

告示

保安林の指定の予定	一四一
道路の供用開始(三件)	一四一
河川法に基づく兼用工作物の工事等の協議	一四二
長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則第二条第一項の規定に基づく知事が定める図書	一四二

公 告

一般競争入札について	一四二
人事委員会	一四二
山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則	一四五
山梨県学校職員の勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則	一四五
給料の半減に関する規則の一部を改正する規則	一四六
平成二十四年度山梨県警察官採用試験の採用予定人員について	一四七
第七十九回(平成二十四年度)山梨県警察官A採用試験の実施について	一四九

告 示

山梨県告示第九十九号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成二十四年三月八日

山梨県知事 横 内 正 明

- 保安林の所在場所
南巨摩郡身延町波高島字湯沢一七一から一七六まで
- 指定の目的
水源のかん養
- 指定施設要件

- (一) 立木の伐採の方法
1 主伐に係る伐採種は、定めない。
2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山梨県庁及び身延町役場に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第百号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡南建設事務所身延道路課において、この告示の日から平成二十四年三月二十九日まで一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月八日

山梨県知事 横 内 正 明

道路の種類	路線名	区 間	延長 (メートル)	供用開始の 期 日
県道	富士川身延線	南巨摩郡南部町内船字島尻一〇四八番の一地先から南巨摩郡南部町内船字橋田俣下八六五三番の四地先まで	七八二・〇	平成二十四年三月八日

山梨県告示第百一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から平成二十四年三月二十九日まで一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月八日

山梨県知事 横 内 正 明

道路の種類	路線名	区間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	石和温泉停車場松本線	笛吹市石和町松本字中直シ七一 番の二地先から 笛吹市石和町松本字中直シ七一 番の一地主まで	一一・八	平成二十四 年三月八日

山梨県告示第百二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所（吉田支所を除く。）において、この告示の日から平成二十四年三月二十九日まで一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月八日

山梨県知事 横内正明

道路の種類	路線名	区間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	四日市場上野原線	上野原市鶴島字下田野入四二二 二番地先から 上野原市鶴島字飯米場四四八四 番の九地主まで	三七一・〇	平成二十四 年三月八日

山梨県告示第百三号

河川法（昭和三十一年法律第六十七号）第十七条第一項の規定により、堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について協議が成立したので、告示する。その関係図書は、山梨県県土整備部治水課及び峡東建設事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十四年三月八日

山梨県知事 横内正明

- 一 河川の名称 富士川水系 日川
- 二 河川管理施設の名称又は種類 左岸堤防
- 三 河川管理施設の位置 左岸 甲州市勝沼町下岩崎字堰間千四百二十五番五から甲州

市勝沼町下岩崎字中川久保千四百六十二番三
管理を行う者の氏名及び住所

四 氏名 甲州市長 田辺篤

2 住所 甲州市塩山上於曾千八十五番一
管理の内容

1 道路専用施設（路面（路盤の部分を含む。）、路肩、道路の附属物その他の専ら道路の管理上必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。）の新設（道路の附属物に係るものに限る。）、改築、維持又は修繕

2 路肩に接する法面で、当該路肩から法長一・〇メートルまでの範囲内にあるものについての維持

3 原則として道路専用施設に係る災害復旧

六 管理の期間 平成二十四年三月八日から道路を廃止するとき又は堤防の公用を廃止するときまで

山梨県告示第百四号

長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則第二条第一項の規定に基づく知事が定める図書（平成二十一年山梨県告示第百八十四号）の一部を次のように改正し、平成二十四年三月十五日から施行する。
平成二十四年三月八日

山梨県知事 横内正明

本則に次のように加える。
九 北杜市まちづくり条例（平成二十三年北杜市条例第二号）により届出が必要な場合は、同条例に適合する旨を確認することができる図書。

公 告

● 一般競争入札について
次のとおり一般競争入札を行う。なお、この公告に係る入札は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。
平成二十四年三月八日

山梨県知事 横内正明

- 一 一般競争入札に付する事項
- 1 借入物品等の名称及び数量